

# つまずきの石としての1980年代

——「半圧縮近代」日本の困難——

落合恵美子

## 1990年代の日本は1970年代の欧米諸国

欧米諸国と日本の社会状況を比較すると、一言で言えば、日本の1990年代は欧米諸国の1970年代にあたる、とわたしは考えている。65歳以上の高齢者が全人口に占める割合が14%を超えて「高齢社会 (aged society)」と呼ばれる段階に進んだのが、欧米諸国では1970年代、日本では1990年代のことだった(図1)。経済に目を移すと、「高度大衆消費社会」「ゆたかな社会」と呼ばれた欧米諸国の未曾有の繁栄は、1970年代の石油危機といわゆる「ニクソンショック」、すなわちブレトンウッズ体制の崩壊を契機に終わりを告げた。石油危機の打撃も乗り越えて安定成長を続けた日本は、1980年代には「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と言われた繁栄の頂点を極めたが、1990年代初頭のバブル崩壊以降、長期の不況に苦しんだ(図2)。欧米諸国にとっては日本、日本にとっては中国等、後発の新興国への経済的覇権交代が背景にある。1990年代の日本は、1970年代の欧米諸国と共通の構造転換とそれに伴う問題状況に直面していた。しかし、それに対応して欧米諸国が制度改革を進め、1990年代後半には経済状況も立ち直りを見せたのに対し、日本では1990年代以降も改革が進まず、経済も最近まで低迷を続けた(図2)。この違いはなぜ、いかにして生じたのだろうか。1970年代と1990年代の間に挟まれた1980年代の日本で起きたことに、何らかのヒントが隠されているようだ。

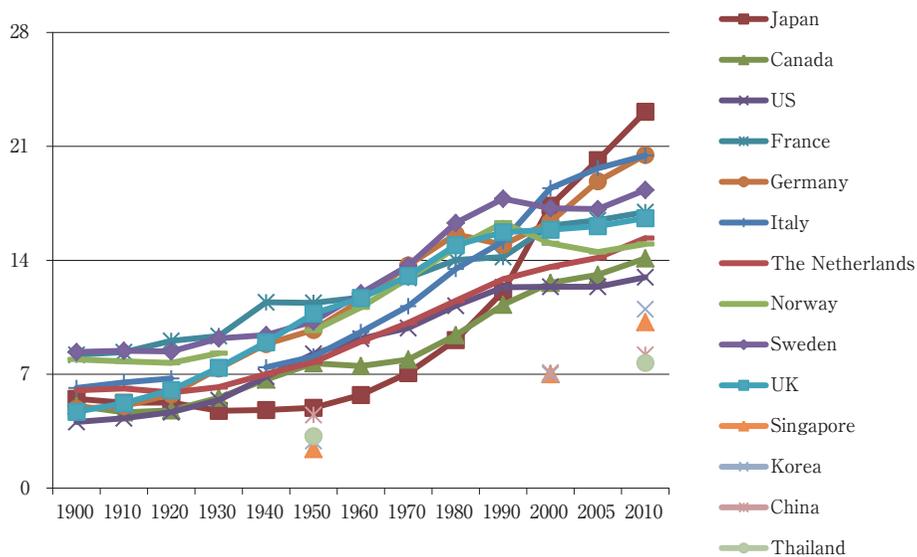


図1 高齢化率の長期的推移 (65歳以上人口の割合 %)

出所 各国政府統計

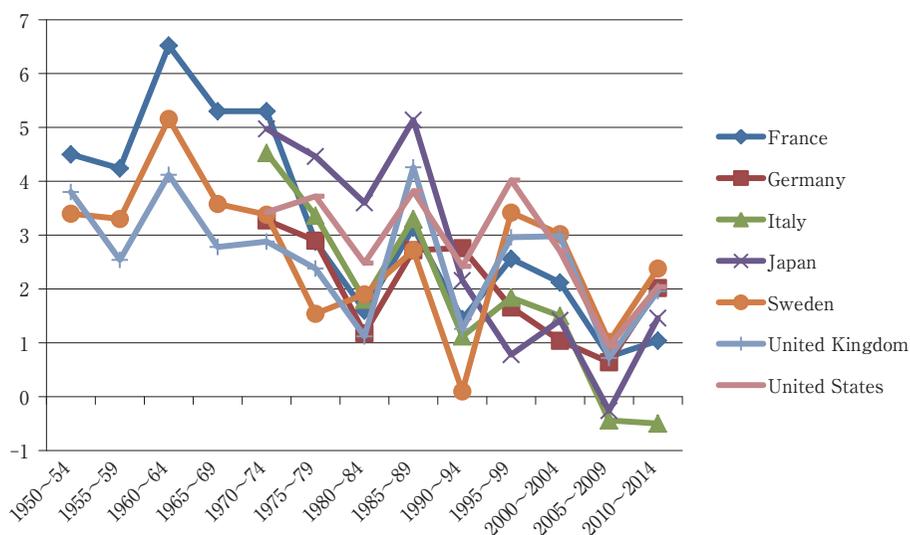


図2 GDP 成長率の推移 (%)

出所 OECD Stat

## 「20 世紀システム」からの転換

では、この共通の状況に直面していたそれぞれの時期に、それぞれの社会ではどのような変化が起こり、どのような対応をとったのか、振り返っておこう。1970 年代以降の欧米諸国について、まず見てみよう。

この時期の欧米諸国では、社会の変化を人々が感じ取っており、その変化を捉えるため、さまざまな概念化がなされた。「脱工業化社会」「脱近代」「サービス経済化」「情報化」「ポスト・フォーディズム」「ニューリスク」「後期近代」「高度近代」「第2の近代」等々である。では何からの変化かと言うと、「ゆたかな社会」「大衆消費社会」「フォーディズム」と呼ばれた欧米先進国の未曾有の繁栄と安定の時代、ということになる。

この体制は、生産の方式に結び付けて論じられがちだが、(人間の)再生産の体制でもあったことを強調しておきたい。大嶽秀夫はこのシステムの「3つの柱」として「ケインズ型福祉国家、フォード的生産様式、大量消費社会」を挙げるが(大嶽 2015)、わたしはこれに「男性稼ぎ主-女性主婦型」(Lewis 2001)の「近代家族」(落合 1994)を加え、

- (1) フォード的生産様式と大量消費社会
- (2) 男性稼ぎ主-女性主婦型の近代家族
- (3) ケインズ型福祉国家

という、経済、家族、国家の3つのセクターのあり方が三位一体となって成り立っていた「20 世紀システム」であったと考えている(落合 2015: 5-6)。

システムの転換の原因についての説明は、意外と場当たりのなものが多い。たとえばエスピン＝アンデルセンも挙げている「就労女性の増加」は、原因というより結果であると思われる。しかし、このような大きな社会の変化には、大きな構造的要因があるはずである。20世紀に繁栄した先進国の高齢化と世界システム内における相対的地位低下が根本的な要因であろうとわたしは考えている。

### 再生産コストの脱家族化

「20世紀システム」においては、人々の再生産コストは近代家族が担っていた。しかしこれらの国々の経済力の低下は若年層の失業率を高め、家族形成が困難になった。家族が多様化し、家族に所属しない個人も増えて、家族が社会の最小単位とするには無理のある現実が生まれた。また高齢化は生産年齢人口割合を縮小させるので、女性も生産労働に就かざるを得なくなった。再生産コストを経済、国家、家族の3セクターで分担し、生産労働と再生産労働の両方を含めた労働の適切な再配置がなされるよう、注意深く社会システムの再構築を行わねば社会が維持できなくなった。福祉国家の主な役割は、所得再分配から社会的サービスの提供へと拡大した。

エスピン＝アンデルセンは「初期の段階では、現代福祉国家はいずれも家族主義を前提としていた」と言う（Esping-Andersen 2009, 80 = 2011, 82）。彼によれば、「家族主義」とは、「家族がその成員の福祉に対して最大の責任をもつ」ことを前提とした福祉レジームである（Esping-Andersen 1999, 51）。「戦後の社会政策は、男性稼ぎ主と主婦からなる家族を前提としていた。最近まで、福祉国家があまりにも所得維持（金銭給付）に偏り、子どものためにであれ要介護高齢者のためにあられ、社会サービスの供給の面では未発達だったことの理由は、家族主義の前提から説明される」（Esping-Andersen 2009, 80 = 2011, 82）。

変化がもたらされたのは、1970年以降のことである。北欧諸国において女性の雇用が急増したのに伴い、家族向けサービスが重視されるようになった。また北アメリカとイギリスでは、家族サービスのかわりに部分的税控除により市場を促進する政策が選択された。ベルギー、フランスでも保育サービスが発達した（Esping-Andersen 2009, 80 = 2011, 82）。国家による社会サービスの供給、市場化の促進と方向は異なるが、多くの欧米諸国で再生産の「脱家族化」が進行した（Esping-Andersen 2009 = 2011）。

この時期の欧米諸国で発達した家族政策については多くの研究がある（たとえば Daly 2001）。よく引用されるライトナーの「家族主義の多様性（Varieties of Familialism）」という論文では、育児休暇などを含む時間権（time rights）、ケア提供者への現金給付などの「家族化」政策と、公的ケアサービスの提供、ケア市場利用への公的補助金などの「脱家族化」政策との両方に着目して、前者が強く後者は弱い「積極的家族主義（explicit familialism）」、前者が弱く後者が強い「脱家族主義（de-familialism）」、両者とも弱い「消極的家族主義（implicit familialism）」、両者とも強い「選択的家族主義（optional

familialism)」を区別している (Leitner 2003)。人々の「家族からの脱出 (exit out of family)」(Hobson 1990) を可能にする脱家族化政策だけでなく、自らケアを行う権利を保障するような家族化政策もまた家族政策である。正確に言うと、いわゆる「家族化」政策は、家族によるケアサービスの対価を国家が支払ったり、規制によりケア時間を保障したりするという意味では、再生産コストの「脱家族化」政策である。

そこでわたしは、ケアサービスの脱家族化とケア費用の脱家族化を2つの軸として、ケアの「家族化」と「脱家族化」、およびその混合形態である「自由主義的家族主義」と「支援された家族主義」(ライトナーの積極的家族主義)の4つのタイプを区別することを提案している(図3)。左下の象限の「ケアの家族化」とは、ライトナーの定義とは異なり、家族がケアサービスを提供し、そのサービスに対して対価も支払われない状況を意味する。西欧・北欧および北米では、左下以外のいずれかのタイプの再生産コストの分担が行われたが、南欧・東欧および東アジア等では左下の「ケアの家族化」状況が続いていると整理できるだろう。

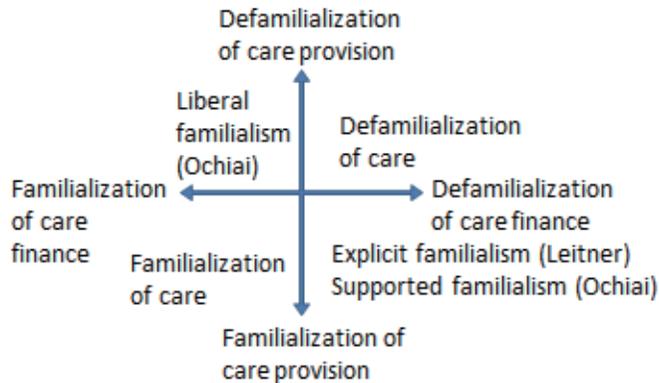


図3 ケアの脱家族化と家族化

### 「圧縮された近代」と「半圧縮近代」

では、欧米諸国(少なくとも西欧・北欧および北米の諸国)が「20世紀システム」からの転換を経験していた1970年代以降の時代、日本や他のアジア諸国はどのような状況にあったのだろうか。

韓国の社会学者チャン・キョンズプは、「圧縮された近代 (compressed modernity)」という概念によって、東アジアの近代の特徴を捉えようとしている(チャン 2013)。欧米諸国では長期間かかって進展した近代化の過程が短期間に「圧縮」されるため、欧米諸国では異なる段階に起きたことが同時に起きるといった複雑な事態が生じ、結果として欧米諸国とは異なる道筋を辿ることにもなる。同じ変化を遅く経験するだけの「遅れた近代」にはならないということが眼目である。

しかし、この枠組を日本に応用してみると、そのままでうまくいかない。産業化以

上に近代社会に普遍的な現象であるとされる人口転換の一部をなす出生率低下の時期を見ると、欧米諸国では約半世紀の間隔を置いて2回の低下が起きたのに対し、日本ではその間隔は20年、他の東アジア・東南アジア諸国では切れ目なく連続して起きている(落合 2013)。そこでわたしは日本の近代を「半圧縮近代 (semi-compressed modernity)」をとらえることを提案している(落合 2013)。図4、図5はこれらの地域における出生率低下の長期的趨勢と、それに基づいた模式化である。他のアジア諸国よりも早く近代社会を作り、先進国として「20世紀システム」も経験した日本は、他のアジア諸国とも異なる独特の道筋を辿ったと考えられる。

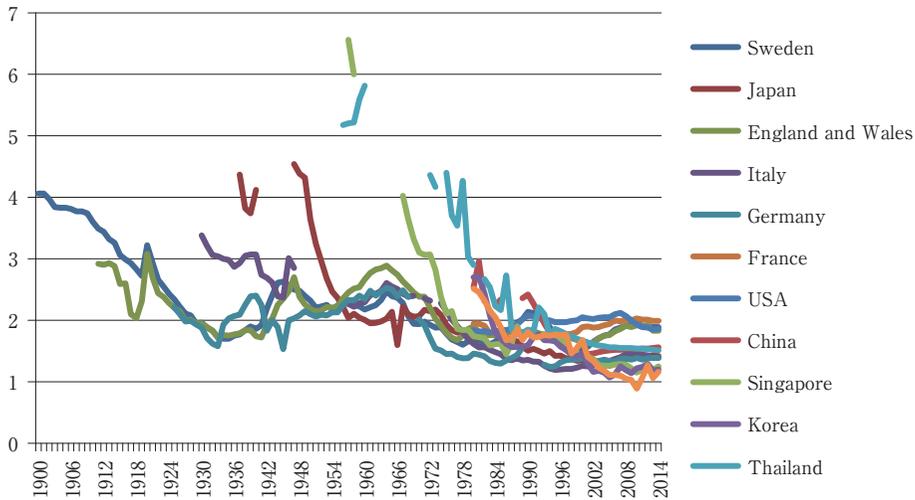


図4 出生率低下の長期的趨勢

出所 OECD Stat および各国政府統計

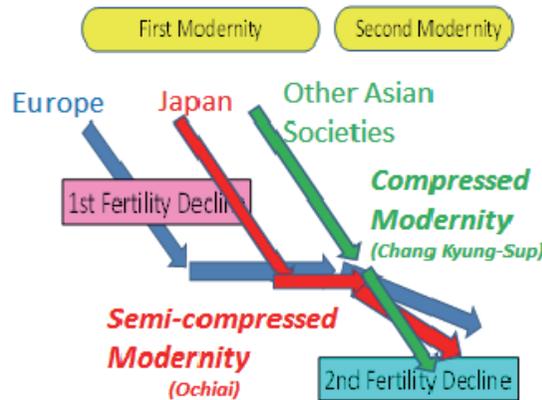


図5 圧縮近代と半圧縮近代

## 1980年代日本の家族主義的改革

欧米諸国が構造転換に直面し制度変革を実施した1970年以降、日本でも「家族」や「女性」が政治課題となった時期が2回あった。1980年代の中曽根政権時代と、戦後の自民党単独政権時代が終焉した1990年代以降である。しかし、二つの時期にとられた政策は対照的だった(落合・城下2015)。

中曽根政権は、大平政権の打ち出した「日本型福祉社会」建設の方向を受け継ぎ、欧州型の福祉国家とは異なる方向を取ることを明確にした。中曽根政権がこのような選択をした背景には、グローバルな要因とナショナルな要因の両方がある。グローバルな要因は、英国のサッチャー首相、米国のレーガン大統領が主導した新自由主義の高まりである。1970年代以降の経済的不調の原因を福祉国家の肥大に帰そうとしたこの流れに同調して、中曽根政権は日本の福祉国家を育てる前に抑制する方向へ舵を切った。他方、ナショナルな要因は、改革の必要などないような絶好調の経済、そして日本文化の特殊性が日本の経済的成功の理由であるとする文化的な自信である。日本社会は欧米社会とは異なるということをアイデンティティにした「自己オリエンタリズム (self-Orientalism)」(落合2012:12)(酒井直樹の用語では「逆オリエンタリズム」(酒井1996))がその背景にある。それまで欧米諸国の政策の後追いをしてきたのをやめ、日本に適した独自の政策を打ちたい、打つべきだという志向は、当時、世界的潮流となった文化主義的な日本研究(Vogel 1979など)と、それに呼応するかたちで形成された国内の日本社会論(村上・公文・佐藤1979など)を追い風としていた。

しかし実際に中曽根政権が実現したのは、夫に経済的に依存する主婦であることを前提とした女性の年金権の確立(第3号被保険者)など、男性稼ぎ主-女性主婦型の近代家族の制度的強化であった。1980年代の中曽根政権は、個人単位社会と共働きの制度化に向かっていった欧米諸国と反対に、家族単位社会と性分業の制度化を実施した。「家族主義的改革」と呼んでよいだろう(落合・城下2015:212)。

強調しておきたいのは、男性稼ぎ主-女性主婦型の家族は、けっして日本の伝統ではないということである。日本の伝統は共働き家族であった。日本女性の労働力率は明治初期には現在のスウェーデン並みに高く、その後低下したものの、1970年まではほとんどの欧米諸国よりも高かった(落合2004:26)。男性稼ぎ主-女性主婦型の家族が日本で多数派になったのは第2次世界大戦後であり、ピークは1970年代以降であった。日本は「半圧縮近代」であるがゆえに、性別分業型の近代家族が欧米諸国よりも遅れて成立し、欧米諸国で近代家族の揺らぎ出した時代に、近代家族の制度化がなされるという皮肉な現象が起きたのである。しかし、中曽根ばかりでなく、日本人の多くが男性稼ぎ主-女性主婦型の家族は日本の伝統だと勘違いしている節がある。自己オリエンタリズムによって、わたしが「近代の伝統化」と呼ぶメカニズムが作動したためである(落合・城下2015:218)。

## 1990年代日本の不完全な改革

これと対照的に、1990年代の政策は欧米諸国とほぼ同じ方向をめざしたものだ。エンゼルプランや新ゴールドプランを推進し、介護保険制度の筋道をつけるなど、1990年代の改革を中心になって進めた橋本龍太郎首相は、みずから国会で「世帯単位から個人へ」（1997年）、「男女がともにバランスのとれた職業生活と家庭生活を送ることができるよう」（1997年）などという発言している。橋本は「日本型福祉社会」の元祖である大平内閣の厚生大臣を務めており、その当時は家族主義的方向を志向していたという。しかし、その後の想定しなかったほどの出生率低下や介護問題の深刻化を見て、「家族の機能を社会的にバックアップしていく必要」を痛感したと1996年の国会答弁で述べている（落合・城下 2015：222）。客観的情勢の変化に加え、フェミニスト研究者、厚生省などのフェミニスト官僚（フェモクラット）、「高齢社会をよくする女性の会」などの女性運動など、いわゆる「ピロードの三角形」の影響力も強かった（レント 2015：161）。しかし1990年代末の経済危機により橋本内閣は退陣して改革は不完全に終わり、バックラッシュへと流れが変わった。

1970年代以降の欧米諸国と日本の情勢の変化とそれへの政策的対応を比較してみると、1980年代には両地域の情勢の違いが大きく、日本には制度改革を進めるだけの経済的余裕は十分にあったが、逆に変革の動機となる危機感がなかった。1990年代になると日本でも高齢化と不況という欧米諸国と同じ条件が生まれ、真剣に構造改革が試みられ、一定の成果は得たものの、完遂することができなかった。1990年代の改革を阻んだのは、経済危機に加え、1980年代に強化され固定された家族主義的な制度であった。欧米諸国が危機に苦悶しながら改革の道筋をつけようとしていた1980年代に、「半圧縮近代」の日本は東の間の繁栄を謳歌して「20世紀システム」の家族主義的制度を再強化したことが、その後の改革を難しくし、「失われた20年」を帰結したと言える。

すなわち、日本の「失われた20年」の原因は1980年代に作られた。その繁栄の中に躓きの石が隠されていた。

## 日本型労働レジームと固定された日本型経営

労働レジームから見ても、日本独自のレジームが固められた画期は1980年代だった。当時の日本は、女性差別撤廃条約批准のために労働法制の見直しと女性の年金権の確立を迫られていたが、「シェア型」の社会制度作りを求めるこのグローバルな要請に、巧妙に「分業型」を維持する仕組みを作って応えた。1985年の男女雇用機会均等法制定後も、総合職と一般職を区別するコース別雇用管理と名を変えて、ジェンダー別雇用管理は実質的に維持された。同じ1985年に制定された基礎年金制度は、「第3号被保険者」という「女性被扶養者モデル」を内包した「家族単位型税・社会保障レジーム

ム」を確立することになった（服部 2015）。

1985 年は労働者派遣法が制定された年でもある。通訳・翻訳、秘書、事務用機器操作、添乗など、専門的な技術や知識を必要とする職種等に限定したものであったため、高い能力をもつ女性を惹きつけることとなった。年収 130 万円までの配偶者を被扶養者とみなす「第 3 号被保険者」制度と共に、女性の非正規労働者化を進めるきっかけとなった。1985 年の法制定・改正により、日本の女性は「主婦」「キャリアウーマン」「パート」に三分割された。これを「家族／ジェンダーの 85 年体制」と呼んでもよいであろう。前述の中曽根政権時代のことである。

1990 年代には労働レジームも大きく変貌した。「新時代の日本型経営」（日経連報告書、1995 年）という呼び方に象徴されるように、正規雇用の正社員は削減されたが、相変わらずコアであり続けており、そのほとんどは男性である。拡大した周辺部分をなす非正規労働者は、女性と一部の若年男性・高齢男性である。コア部分はいっそうの長時間労働でメンタルヘルス問題が多発し、周辺部分は「パートタイマーの基幹化」と言われるくらい必要不可欠な労働者であるが多くは社会保障から排除されている（服部 2015）。

労働の非正規化と流動化はグローバルな趨勢であるが、日本型経営のコアが縮小しても残っているところが日本の特徴である。企業別組合が経営者と共に日本企業を懸命に支えれば支えるほど、「新時代の日本型経営」が固定化されるという皮肉がある。労働が全体的に流動化するなら、それを前提に短時間勤務の普及によるワークシェアリングを図るなどの方向もありえようが、正社員はそれを望まない。いまだ「20 世紀システム」の中で生きているような正社員とその妻と、そこから排除されて周辺化した人たちとの、身分制度のような格差が残り続けている。

### 「男性稼ぎ主」世帯をモデルとした生活保障システム

市場から生じた問題を是正するのが社会政策の機能であるはずだが、日本の社会政策はその機能を十分に果たしていないばかりか、「逆機能」を起こしているという衝撃的な分析結果がある（大沢 2015）。社会政策の効果を世帯のタイプ別に比較すると、子どもがいる世帯の貧困削減率はマイナスだったが（阿部 2006）、共稼ぎ世帯や働くひとり親世帯の貧困削減率もマイナスだった。これに対し「男性稼ぎ主」（カップルの 1 人が就業）世帯の貧困削減率はプラスである。つまり日本政府による所得再分配では、ひとり親世帯や共働き世帯から徴収した税や社会保障支出を「男性稼ぎ主」世帯に与えているのである。少子化による人口減少、労働力人口の減少が憂慮されている日本では、子どもを産み育て、成人はなるべく就業することを奨励すべきであるにも拘わらず、現在の税・社会保障制度はそうした世帯をむしろ罰している。日本の生活保障システムは「男性稼ぎ主」世帯をモデルとし、そうした世帯の生活を保障するものとして設計された「20 世紀システム」のままのシステムなのである。1980 年代に固定された男性稼ぎ主-

女性主婦型の性別分業は、生活保障システムの基礎でもあり続けた。

このような不条理を改める機会があった。民主党の子ども手当導入である。ひとり親と子ども2人の世帯の税・社会保障の純負担率はこの時期、はっきりと低下した。野党はともかく、マスメディアまで「バラマキ」批判に唱和したのは残念なことであったが、民主党やそれを支持する研究者がこの政策の意義を説得的に説明することができなかった責任も大きいのではなからうか。

この点について、わたしは、子ども手当は普遍主義的な育児労働への対価と位置付けることができたのではないかと考えている。ヨーロッパで実施されているようなケア提供者への現金給付ということである。これは「家族化政策」と説明すれば、野党からの批判も和らげることができたらう。そのうえでケア提供者が選択すればその費用を保育園や幼稚園の保育料に充て、「脱家族化」につなげることもできた。さらに一步踏み込めば、「第3号被保険者」制度を撤廃する代わりにの制度として説明することもできる。「第3号被保険者」のうち、かなりの割合は養育期の子どもをもっているの、それほどの反対なしに移行できるのではないか。女性の年金権の確立のしかたとしても、ダイアン・セインズベリが論じているように、夫に依存する「妻として」の資格付与から、自らのケア労働による「母として」の資格付与に転換した方が望ましい。ひとり親になったら「第3号被保険者」にはなれないが、「母として」ケア労働をしている以上、対等の年金権を得ることができる（Sainsbury 1996）。

### ケアの社会化と家族的責任

前述のように、1970年代以降の福祉国家の特徴は、所得保障のみでなく再生産コストを分担するための社会的サービスの供給も重要な機能とするようになった点にある。

では、日本が高齢社会となった1990年代半ば以降の日本のケア政策は、家族責任を解放したのだろうか。育児の社会化は2000年以降に大幅に進展したが、それでも需要に追い付かない。1970年代以降の不況期に急速に共働きが広がった欧米諸国と同じ構造変動が起きているのに、対策が追い付かないのである。ネックとなっているのは財政負担に加え、家族責任の扱いについての合意の不在である（下夷 2015）。保育所は「〔家庭〕保育に欠ける」子どものための施設であり続けており、2015年度から開始した「子ども・子育て支援新制度」のために制定された「子ども・子育て支援法」でも、基本理念として「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」と明記している。「社会の子ども」という発想から出発したはずの制度に、育児の社会化に歯止めをかけるような家族責任の規範の強化が埋め込まれているのは、たしかに矛盾である。

他方、介護の社会化は2000年に始まった介護保険により急速に進んだ。ただし日本では在宅サービスの利用が中心で、施設サービスの利用は限定されている。介護保険は、法律上は家族介護者の有無を問わず、家族は介護責任から解放されているが、「実際には家族介護にフリーライドした在宅介護の制度設計となっている」（下夷 2015）。育

児も介護も社会化がある程度進んでいるが、家族責任は色濃く残っている。

宮本太郎は「育児政治」「介護政治」という表現を用いて、双方の政策決定過程を分析している（宮本 2014）。実際に政策決定に関わっていらした方からの貴重な経験談である。宮本はまず家族政策の4つのレジームとして、「家族政策への公的支出」と「女性就業の充実度」を二つの軸としてクロスさせて、男性雇用志向型（日本）、市場志向型（アメリカ等）、一般家族支援型（旧ドイツ等：家族手当の比重大）、両性（就労）支援型（スウェーデン等 サービス給付の比重大）という4類型を示す。実際の政治過程では、これらのどれかを志向するグループが他のグループと対立し、交渉し、方向が決められていったという。育児と介護に関する「男性雇用志向型」レジームからの転換をめぐる政治では、アイデアのレベルでは両性支援型が前面に出てきたが、財政的制約や政権交代をめぐるイデオロギー的対立（社会による子育て vs 家族による子育て）のなかで、一般家族支援型への接近傾向が強まったという。また育児政治と介護政治の政治過程には違いもあり、介護政治では官僚制が市民運動（「高齢社会をよくする女性の会」など）ともつながりながら制度化を目指すという新しい政策過程が見られたのに対し、育児政治では業界団体間の対立が障害となった。

また、「ケア政策において家族ケアをどう位置付けるか」という課題設定は重要である。育児における家族ケアについては「子ども手当」に関連して触れたが、介護における家族ケアに現金給付をすべきかどうかは介護保険導入時に大きな議論を呼んだ。また、ケアの担い手自身の経済的自立をいかに保障するかという問題を避けて通ることはできないだろう。そのためには、ケアと就労の両立支援、ケアによる年金権付与（ケアに従事した期間の保険料支払いを免除する）、家族ケアの担い手への現金給付、などが考慮に値するだろう。

日本や他のアジア諸国では、家族的責任は義務とされるばかりで、支援は薄いかほとんど無い。中国やシンガポールの老親扶養の法的義務化はその例である。こうした「義務的家族主義」とでも言うべきものと、ヨーロッパ諸国で見られる支援付の「積極的家族主義」とを混同してはいけない。

## おわりに

何が日本の「失われた20年」をもたらしたのかという問いに対しては、第一に、男性稼ぎ主型の世帯を前提とした労働レジームと税・社会保障レジームを再強化して固定した「85年体制」が、客観的条件が変化した1990年代以降も呪縛的な効果を発揮したため、という答えを与えることができよう。しかしそればかりではない。そのようにして改革ができないでいるうちに、2000年代の保守化とバックラッシュが始まり、家族主義が再強化されたから、というのが第二の答えであろう。「ケアの社会化」をめぐるイデオロギー的対立に特に示されている。日本の半圧縮近代の中では、1970年頃の思想運動がその後の改革に直接に活かされた欧米諸国の経験と違い（Ochiai 2014）、改革

の進行が幾重にも折れ曲げられてきた。

現在の日本では、女性の就労継続意欲が高まり、夫たちもそれを望んで、保育園不足が深刻な問題となっている。1970年代以降の欧米諸国で起きたような、経済的必要に迫られたジェンダー平等の制度づくりが喫緊の課題となっているのである。他方、企業は日本的経営を死守しようとしており、外国人受入れへの抵抗も強く、「20世紀システム」を再興すれば問題は解決するかのような、後ろ向きのベクトルも働いている。しかし、高齢社会の到来と世界システム内での経済的覇権の交代という大きな条件の変化がある以上、過去のシステムの再興は解決にはならない。過去を固定して「失われた20年」を招いた1980年代と同じような躓きを繰り返さないようにと願うばかりである。

\*本稿は、落合恵美子「日本型福祉レジーム」はなぜ家族主義のままなのか（『家族社会学研究』第27巻第1号、2015年61-68頁）をもとに大幅改稿したものである。

## 引用文献

- チャン・キョンズプ 2013 「個人主義なき個人化」落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成——アジア近代からの問い』京都大学学術出版会。
- Daly, Mary, ed. 2001. *Care Work*. Geneva: International Labour Office.
- Esping-Andersen, Gøsta. 1999. *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford: Oxford University Press.
- . 2009. *The Incomplete Revolution: Adapting to Women's New Roles*. Cambridge: Polity Press（『平等と効率の福祉革命——新しい女性の役割』大沢真理監訳、岩波書店、2011年）。
- 服部良子 2015 「労働レジームと家族的責任」『家族社会学研究』第27巻第1号、36-48頁。
- Hobson, Barbara. 1990. "No Exit, No Voice: A Comparative Analysis of Women's Economic Dependency and the Welfare State." *Acta Sociologica* 33(3): 235-50.
- Leitner, Sigrid. 2003. "Varieties of Familialism: The Caring Function of the Family in Comparative Perspective." *European Societies* 5(4): 353-375.
- Lewis, Jane. 2001. "The Decline of the Male Breadwinner Model: Implications for Work and Care." *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society* 8(2): 152-70.
- レンツ、イルゼ 2015 「フェミニズムとジェンダー政策の日独比較」, 落合恵美子・橋木俊詔編『変革の鍵としてのジェンダー——歴史・政策・運動』ミネルヴァ書房、129-64頁。
- 宮本太郎 2014 「育児政治と介護政治」日本家族社会学会シンポジウム報告。
- 村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎 1979 『文明としてのイエ社会』中央公論社。
- 落合恵美子 1994 『21世紀家族へ——家族の戦後体制の見かた・超えかた』有斐閣。
- . 2012 「親密性の労働とアジア女性の構築」, 落合恵美子・赤枝香奈子編『アジア女性と親密性の労働』京都大学出版会、1-34頁。
- . 2013 「アジア近代における親密圏と公共圏の再編成——「圧縮された近代」と「家族主義」」, 落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成——アジア近代からの問い』京都大学学術出版会、1-38頁。
- Ochiai, Emiko. 2014. "The Meaning of the Second Demographic Transition and a

- Establishment of a Mature Society.” *European Societies* 16(3): 343-46.
- 落合恵美子 2015 「時代の転換をデザインするジェンダー」, 落合恵美子・橋木俊詔『変革の鍵としてのジェンダー——歴史・政策・運動』ミネルヴァ書房, 1-21 頁。
- 落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編 2007 『アジアの家族とジェンダー』勁草書房。
- 落合恵美子・城下賢一 2015 「歴代首相の国会発言に見る「家族」と「女性」——「失われた20年」のイデオロギー背景」, 落合恵美子・橋木俊詔編『変革の鍵としてのジェンダー——歴史・政策・運動』ミネルヴァ書房, 207-34 頁。
- 大嶽秀夫 2015 「政治体制論から見た第一波フェミニズム——19世紀イギリスを素材として」, 落合恵美子・橋木俊詔編『変革の鍵としてのジェンダー——歴史・政策・運動』ミネルヴァ書房, 25-40 頁。
- 大沢真理 2015 「日本の社会政策は終業や育児を罰している」『家族社会学研究』第27巻第1号, 24-35 頁。
- Sainsbury, Diane. 1996. *Gender, Equality and Welfare States*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 酒井直樹 1996 『死産される日本語・日本人——「日本」の歴史-地政的配置』新曜社。
- 下夷美幸 2015 「ケア政策における家族の位置」『家族社会学研究』第27巻第1号, 49-60 頁。
- Vogel, Ezra. 1979. *Japan as Number One*. Cambridge: Harvard University Press.